

国土交通省は、官庁営繕事業に係る設計／工事監理業務の受注者選定及び工事に対する総合評価落札方式に際し、建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績を評価しております。
 地方公共団体等においても建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績の活用が広がってきております。(38 都道府県、26 市等で活用されています。)
 建築士・建築設備士・建築施工管理技士・電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士資格者の皆様は、建築 CPD 情報提供制度に積極的にご参加下さい。

建築CPD情報提供制度

「CPD」(Continuing Professional Development)は、「継続的能力・職能開発」、「継続職能研修」などとす。今後はさらに、国際的な能力証明や、消費者、設計・工事などの業務発注者側が優良で秀でた技術者、専門家を選択する際の判断指標として使用するなど、その活用が拡大していくものと考えられます。

「建築CPD情報提供制度」は、関係団体のCPD制度を活用・統合した制度(平成18年創設)であり、建築士、建築設備士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士及び管工事施工管理技士の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、制度参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じてその実績を証明する制度です。当制度は建築等関係12団体により構成される「建築CPD運営会議」が運営しております。

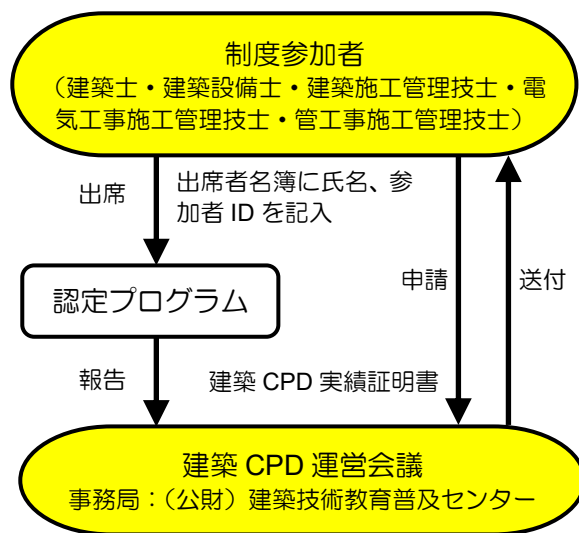
建築CPD情報提供制度への参加方法等

1. 参加登録

(公財)建築技術教育普及センターにおいて参加登録手続きをして下さい。参加登録申請手数料4,400円(消費税込み)(2年目以降データ管理手数料3,300円/年(消費税込み))が必要です。詳細についてはホームページをご覧ください。

なお、以下のCPD制度参加者で建築士・建築設備士・建築施工管理技士・電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士資格者の方は建築CPD情報提供制度へ参加されています。

- ・(公社)日本建築家協会の CPD 制度参加者
- ・建築設備士関係団体 CPD 協議会の CPD 制度参加者
- ・APEC エンジニア資格者(建築構造分野に限る)
- ・APEC アーキテクト資格者
- ・建築・設備施工管理 CPD 制度参加者
- ・建築士会 CPD 制度参加者(建築 CPD 情報提供制度に参加申込をしている者に限る)



CPD 実績の管理フロー図

2. 認定プログラム出席記録の蓄積と確認

認定プログラム(対象プログラムは、以下のホームページをご覧ください。)に出席したときは、会場で主催者の用意する建築CPD情報提供制度専用の出席者名簿に参加者ID(建築士登録番号、建築設備士番号、建築施工管理技術検定合格証明書番号、電気工事施工管理技術検定合格証明書番号もしくは管工事施工管理技術検定合格証明書番号でも可)と氏名(カナ)を記入して下さい。

CPD参加登録者の出席データは、主催者から建築CPD運営会議へ提出され蓄積・管理されます。個人のCPD記録は、本人がインターネットを通じて随時確認できる他、社員データ提供サービスを利用すれば社員のCPD記録を一括して確認・ダウンロードすることができます。

3. CPD記録の活用 (第三者[国、地方公共団体、消費者]向け実績証明書発行)

- ①制度参加者が所属する建設会社・設計事務所等は、建築 CPD 運営会議へ参加者の実績証明書発行を申請します。
- ②申請者に建築 CPD 運営会議より実績証明書を発行します。
- ③申請者は受領した実績証明書を第三者(国・地方公共団体等)に提出します。

問合せ先等：建築 CPD 運営会議事務局 ((公財)建築技術教育普及センター内)

- ・ホームページ：https://www.jaenic.or.jp/navi_cpd/kcpd/index.html
- ・TEL：03-6261-3310
- ・受付時間：9:30～17:45(土日・祝日・年末年始除く)